

## 北部保健所管内水道施設危機管理マニュアルの策定について

北部厚生環境事務所・保健所

○半田竹識 桂木奈々絵

徳永克志 永田猛

### 1 はじめに

北部保健所は、三次市、庄原市を管内としており、水道事業は、三次市及び庄原市の各市が事業者となり、19事業、37浄水場を運営している。

これら水道事業の水源は、管内の広範囲に点在しており、その種類も、表流水、伏流水、浅井戸、深井戸など多種類にわたっている。

平成25年度11月末現在の水道水源に影響が及ぶおそれのある水質汚濁事案は15件（昨年度17件）、断減水事案は2件（昨年度0件）発生している。

このような水道事案に迅速かつ適切に対応するためには、管内の水道事業の状況を熟知するとともに、水道事業者との事案発生時の緊急連絡・初動体制の確保など危機管理に関する対応ノウハウの蓄積が欠かせないところである。

しかしながら、この間、危機管理を担当する職員の人事異動等により、各担当者が蓄積した貴重な知識とノウハウを確実に引き継ぐ手段が確立されていないとともに、休日や夜間などの勤務時間外に水道事案が発生した場合の対応検討に必要な資料が在宅の担当職員間で共有されていないなどの実態があった。

このことは、水道事案が発生した場合における職員間の情報の共有、迅速かつ適切な対応方策の検討や決定、確実な実施を図っていく上で大きな課題であることを職員間で共有し、これらの課題を改善するための取組として、各職員が役割分担しながら協議や机上演習を重ねることによって、管内の水道事業に係る浄水過程、接続河川、取水地点などの基礎的情報の一元化、図式化等に基づいた「北部保健所管内水道施設危機管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）」を新たに策定したので、その概要を報告する。

### 2 マニュアルの策定過程

#### (1) 策定スケジュール（平成25年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	○課題の共有							
	緊急連絡先の確認							
		管内状況の把握						
		マニュアルの検討						
		マニュアル（試作版）の作成						
					机上演習による検証			
					マニュアル（試作版）の試用による検証			
								○完成 12/11 決裁
								マニュアルの完成

(2) 生活衛生課での検討

<p>① 水道事案対応に必要な項目の整理</p>	<p>水道事案発生時において、対応を要する項目の整理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事案の種類ごとの対応方法 水道汚濁事案，断減水事案の対応方法をフローチャートで示す。</li> <li>○ 記録，報告に必要な様式 県のマニュアルの様式を参考に作成する。</li> <li>○ 事案対応時に必要な資料             <ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場名                      ・浄水場所在地                      ・浄水方法</li> <li>・水源（水源名称，水源種別，取水河川名，取水地点が確認できる地図）</li> <li>・常時測定項目（濁度（取水停止基準），pH，フィッシュモニターの有無）</li> </ul> </li> </ul>												
<p>② マニュアル（試作版）の作成</p>	<p>①を踏まえ，マニュアル（試作版）を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 概要</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 712 1450 1357"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 712 743 763">項目</th> <th data-bbox="743 712 1450 763">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 763 743 920">目的</td> <td data-bbox="743 763 1450 920">北部保健所管内の水道に係る事案が発生した場合に，迅速かつ適切に水道施設の復旧，健康被害の発生予防及び拡大防止等の危機管理対応について規定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 920 743 1066">対象とする事案</td> <td data-bbox="743 920 1450 1066">油及び有害物質等の河川への流出により，水道原水に影響が懸念される水質汚濁事案や自然災害，濁水，事故等により，水道に断減水が生じる断減水事案</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1066 743 1167">各事案における対応方法</td> <td data-bbox="743 1066 1450 1167">各事案における事故発生時の情報収集や報告，関係団体への情報提供等の対応をフローチャートで図示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1167 743 1267">様式</td> <td data-bbox="743 1167 1450 1267">水質事故記録表，水道被害報告聴取書，水道施設被害状況等を作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1267 743 1357">参考資料</td> <td data-bbox="743 1267 1450 1357">水道施設一覧（浄水過程），取水地点地図，関係連絡先一覧を作成</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	目的	北部保健所管内の水道に係る事案が発生した場合に，迅速かつ適切に水道施設の復旧，健康被害の発生予防及び拡大防止等の危機管理対応について規定	対象とする事案	油及び有害物質等の河川への流出により，水道原水に影響が懸念される水質汚濁事案や自然災害，濁水，事故等により，水道に断減水が生じる断減水事案	各事案における対応方法	各事案における事故発生時の情報収集や報告，関係団体への情報提供等の対応をフローチャートで図示	様式	水質事故記録表，水道被害報告聴取書，水道施設被害状況等を作成	参考資料	水道施設一覧（浄水過程），取水地点地図，関係連絡先一覧を作成
項目	概要												
目的	北部保健所管内の水道に係る事案が発生した場合に，迅速かつ適切に水道施設の復旧，健康被害の発生予防及び拡大防止等の危機管理対応について規定												
対象とする事案	油及び有害物質等の河川への流出により，水道原水に影響が懸念される水質汚濁事案や自然災害，濁水，事故等により，水道に断減水が生じる断減水事案												
各事案における対応方法	各事案における事故発生時の情報収集や報告，関係団体への情報提供等の対応をフローチャートで図示												
様式	水質事故記録表，水道被害報告聴取書，水道施設被害状況等を作成												
参考資料	水道施設一覧（浄水過程），取水地点地図，関係連絡先一覧を作成												

(3) 机上演習による検証

<p>① 机上演習によるマニュアル（試作版）の検証</p>	<p>課内で過去の水道事案（水質汚濁事案2件，断減水事案1件）を題材に机上演習を実施し，マニュアル（試作版）を検証した。</p>							
<p>② マニュアル（試作版）の改善</p>	<p>机上演習で出た意見を受けて，マニュアル（試作版）を改善した。</p> <table border="1" data-bbox="488 1666 1450 1962"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 1666 971 1718">意見</th> <th data-bbox="971 1666 1450 1718">改善内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1718 971 1818">取水地点地図だけでは，水道施設を特定しづらい。</td> <td data-bbox="971 1718 1450 1818">影響河川一覧の追加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1818 971 1962">断減水事案の場合，管内水道施設一覧（浄水過程）だけでは情報不足である。</td> <td data-bbox="971 1818 1450 1962">水道施設一覧（配水過程），配水フロー図の追加</td> </tr> </tbody> </table>		意見	改善内容	取水地点地図だけでは，水道施設を特定しづらい。	影響河川一覧の追加	断減水事案の場合，管内水道施設一覧（浄水過程）だけでは情報不足である。	水道施設一覧（配水過程），配水フロー図の追加
意見	改善内容							
取水地点地図だけでは，水道施設を特定しづらい。	影響河川一覧の追加							
断減水事案の場合，管内水道施設一覧（浄水過程）だけでは情報不足である。	水道施設一覧（配水過程），配水フロー図の追加							

(4) マニュアル（試作版）の試用による検証

① 水道事案対応によるマニュアル（試作版）の検証	平成 25 年 9 月から事案対応にマニュアル（試作版）を使用し、検証を開始した。（水質汚濁事案 3 件，断減水事案 0 件）	
② マニュアル（試作版）の改善	実際にマニュアル（試作版）を使用する中で出た意見を受けて、マニュアル（試作版）を改善した。	
	意 見	改善内容
	影響河川一覧は、主要な河川しか掲載されていないため、主要な河川に接続するような小さい河川に流出した場合、状況が把握できない。	主要な河川に接続する砂防河川一覧の追加

3 まとめ

(1) 迅速、適切な対応の確保

これまで、担当職員の人事異動等により、それまで蓄積された知識とノウハウが途絶えがちとなっていた。

特に、新任の担当職員においては、年度当初、事故発生場所の地名と河川との位置関係、水道施設の状況等の情報が十分に蓄積されていないため、油等の流出事案発生時などでは、油等が流入するおそれのある河川や、これにより影響を受ける浄水施設の特定に時間を要していた。

また、勤務時間外に水道事案が発生した場合も、在宅において職員間で影響などを判断するために必要な資料が乏しいことから、対応の判断や決定に時間を要することがあった。

マニュアルの策定後は、事故発生場所の地名と河川との位置関係、水道施設の状況が容易に確認することができるようになり、迅速・適切な対応が可能となった。

また、対応フロー図や関係機関連絡先、河川地図、聞取書、報告様式等をコンパクトに 34 ページ（A4：16 枚，A3：1 枚）にまとめたことで、関係職員が容易に持ち帰ることができるようになり、また、マニュアルがスマートフォンにも取り込めるため、休日夜間等に水道事案が発生した場合も平日と同様に関係職員間で迅速で適切な対応が可能となった。

(2) 初期対応の標準化

これまで水道事案発生時に担当者が不在の場合は、職員間で情報の共有化が十分に図られていなかったことから、担当外の職員は、連絡調整など対応に苦慮していた。

今回策定したマニュアルは、事案発生時の対応方法をフローチャートや表にまとめ標準化を図ったことから、担当の職員以外の職員であっても初期対応が可能となった。

さらに、課員全員に対するマニュアルの説明及び机上演習を実施することにより、組織としての事案対応に係る情報の共有化と対応能力の向上を図ることができた。

(3) 今後の課題

このマニュアルの活用を通して、内容の一層の充実、対応能力の向上を図るとともに、水道事業者等との情報共有を進め、より迅速で適切な対応体制の整備を図っていく必要がある。



## 目次

1 目的	1
2 対象	1
3 対応	2

### 様式

様式 1 水質事故記録表	4
様式 2 水道被害報告聴取書	5
様式 3 水質異常時の飲料水健康危機情報整理簿	6
様式 4 応急給水等要請聴取書	7
様式 5 水道施設被害状況（災害対策支部設置時）	8
様式 6 水道施設被害状況（自然災害）	9
様式 7 水道施設被害状況（渇水）	10
様式 8 水道施設被害状況（事故、その他）	11
様式 9 水道施設被害状況（水質事故）	12

### 参考

参考 1 水道施設一覧（浄水過程）	13
参考 2 取水地点地図	15
参考 3 影響河川一覧	17
参考 4 一級河川に接続する砂防河川一覧	19
参考 5 水道施設一覧（配水過程）	21
参考 6 配水フ口一図	23
参考 7 関係連絡先一覧	32

# 北部保健所管内水道施設 危機管理マニュアル

平成 25 年 12 月 11 日  
北部保健所 生活衛生課

## 北部保健所管内水道施設危機管理マニュアル

### 1 目的

このマニュアルは、北部保健所管内の水道施設に関係する公共用水域等において水質汚濁事案の発生若しくは水道に係る断減水事案発生時の情報提供があった場合に、迅速かつ適切に対応するため、必要な事項を定める。

### 2 対象

水道（上水道、簡易水道）に係る次の事案を対象とする。

#### (1) 水質汚濁事案

油及び有害物質等の河川への流出により、公共用水域又は地下水を汚染し、水道原水へ影響が懸念される事案

#### (2) 断減水事案

①自然災害、②漏水、③事故、④水質事故、⑤テロ、⑥情報システム障害、⑦その他により、水道に断減水が生じる事案（次表参照）

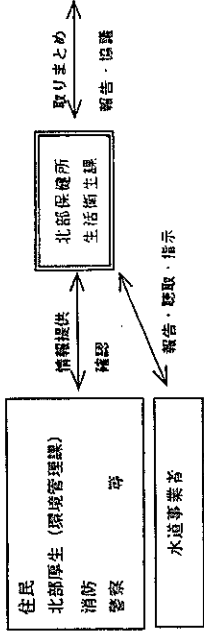
種別	例
①自然災害	異常な自然現象(地震、津波、風水害、落雷、豪雪、地すべり、崩落等)
②漏水	降雨量の減少
③事故	老朽化や工事に伴う配水管の破損、管の誤接合、水道施設の障害(機器故障、IT機器障害、停電等)
④水質事故 (健康に影響のおそれのあるもの)	原水 水質汚濁等による水質異常
	浄水 対塩素性病原生物(クリプトスポリジウム、ジアルジア)の検出 残留塩素 0.1mg/L未滿 水質基準を超過 : 一般細菌、大腸菌、シアン化合物イオン及び塩化シアン、水銀及びその化合物 水質基準超過の継続が見込まれる : 水質基準省令 1~30 (上記以外)
⑤テロ	水道施設破壊、毒劇物混入
⑥情報システム障害	サイバー攻撃
⑦その他	その他水道に断減水が生じる事案

※ 震度 4 以上の地震発生時は、被害の有無に関わらず確認する。

### 3 対応

#### (1) 水質汚濁事案

##### ア フローチャート

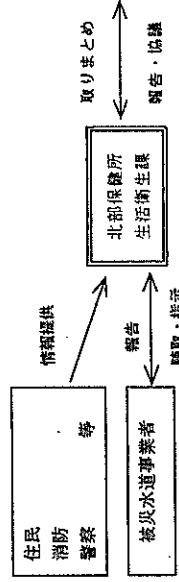


イ 情報提供者からの聞き取り  
様式 1 水質事故記録表 (P 4) により行う。

ウ 関係連絡先一覧 (P 32)

#### (2) 断減水事案

ア フローチャート  
上水道、簡易水道



県庁食品生活衛生課  
(水道グループ)  
電話 082-513-3098 (直通)  
082-228-2111 (代表)  
無線 7-99-3096  
7-99-3098  
Fax 082-227-1057  
夜間

県食品生活衛生課  
(水道グループ)  
電話 082-513-3098 (直通)  
082-228-2111 (代表)  
無線 7-99-3096  
7-99-3098  
Fax 082-227-1057  
夜間

緊急連絡先電話番号  
三次支部 (情報連絡班)  
場所 三次庁舎 402 会議室  
内線  
庄原支部 (情報連絡班)  
場所 庄原庁舎入札室  
電話  
無線  
Fax

様式1

平成 年度 水質事故記録表

通報者	平成 年 月 日 ( )
発見日時	
発見場所	
発見者	
通報経路	
( 月 日 ) : 現在	
当てはまるものに○をする。その他必要事項を記入する。	
事故種別	油の流出 魚の死亡 その他 ( )
流出範囲・状況	新たな流出 拡大中 継続中 流出停止
流出物質	油(軽油 その他( )) 化学物質 調査中 その他( )
被害	特に無し 軽微 甚大 調査中
被害の内容	魚の死亡( ) 水道取水停止 その他( )
量	___L (最大___L) ___匹 その他( )
色	
臭	有(油臭 その他:異臭) 無
油	有(幅___m・長さ___m) 無 その他( ) ( 日 ) : 現在のもの
魚の種類と大きさ	
原因者	( ) 調査中 不明 その他( 水路の決壊に伴う土砂の流入 )
原因	交通事故 事業所からの漏出 その他( 水路の決壊に伴う土砂の流入 )
対応機関	消防 警察 市町環境 05環境 県建設 森林 その他( )
対応内容	状況調査 原因調査 水質調査 拡大防止・除去作業(オイルマット設置 オイルフェンス設置 土嚢設置 その他( )) 航走撈拌 その他( )
今後の予定	
その他	
(近辺に水道取水施設 設置関係 等)	
対応状況	対応中 対応終了

【経過】

年月日	時刻	相手先	受信者	内容

- イ 聴取先からの聞き取り
- 様式2 (P5) ~ 9 (P12) により行う。
- (ア) 保健所→県食品生活衛生課
- 様式2 ①~③ (P5)
- ⑤~⑦ (P5)
- 様式3 ④水質事故 (P6)
- 様式4 応急給水等の要請が必要な場合 (P7)
- 様式5 災害対策支部設置の場合\* (P8)
- \* 災害対策支部にも同じものを送付することとする。
- (イ) 水道事業者→保健所

- 様式6 ①自然災害 (P9)
- 様式7 ②濁水 (P10)
- 様式8 ③事故, (⑤テロ), (⑥情報システム障害), ⑦その他 P11
- 様式9 ④水質事故, (⑤テロ), (⑥情報システム障害) P12

ウ 関係連絡先一覧 (P32)

様式2 ①～⑦ (④水質事故以外)

食品生活衛生課長 様 e-mail:fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp (fax:082-227-1057)

市 地区の による被害状況を次のとおり報告します ( / / : ; : 電話報告)。  
 報告日 : 平成 年 月 日

発信	所属:	受信	平成 年 月 日 時 分
水道事業者名	職・氏名:	氏名	
被害発生日時	月 日 時	平成 年 月 日 時 現在	
水道名	場 所	現在給水人口	人
水源別施設能力	㎥/日		
被害状況	被災施設: 取水施設 貯水施設 浄水施設 送水施設 配水施設 (該当施設を囲むこと) 施設名 ( ) 影響戸数, 人数 ( 戸, 人) 被災影響場所: 別添のとおり 苦情件数: 件		
対応状況	対応状況 (概略) ・給水車の出動 台 ( t ) ・広報車の出動 台 ・災害対策車の出動 台		
応急給水状況	給水対象		
	給水状況と給水量		
	実施年月日		
	応急給水等の措置 及びその所要額		
	今後の見通しと対策 及びその所要額	平成 年 月 日 時 時点	
	経過		

(注) 第一報については原則として、発知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

様式3 ④水質事故

食品生活衛生課長 様 e-mail:fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp (fax:082-227-1057)

市 地区の水質異常による被害状況を次のとおり報告します。  
 報告日 : 平成 年 月 日

水質異常時の飲料水健康危機情報整理簿 (第 報)										
連絡年月日	平成 年 月 日 時 分	機関名	課名	現地確認の有無	氏名					
連絡者氏名		機関名	課名	生活衛生課						
受取者氏名	平成 年 月 日 時 分									
発生日時及び 発見者										発見 <input type="checkbox"/> 発見 <input type="checkbox"/>
水質異常時 の状況	飲料水の種類 (水道水、専用水道、井戸水等) 水道原水又は水道水の水質に異常 が生じた水道、建築物、井戸等の 名称 浄水処理方法 給水人口等 発生地点位置(取水位置、建築 物、井戸等の所在地等) 河川名 川 水路名 水路 地先 ダム等									
被害の発生状況 (症状、人数、地域)										
水質の異常の状況 (原因物質、微生物等 の種類及びその濃度)										
原因物質等(工場・車 業場、車両等) 及びその取付場所										
対策状況										
河川、水路の状況	河川、水路の幅 約 m (水面幅) 水深 約 m									
備考										

(注) 第一報については原則として、発知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



様式4 応急給水

食品生活衛生課長 様 e-mail:fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp (fax:082-227-1057)

要請日 :平成 年 月 日

市 地区の応急給水について、次のとおり要請します。

発信		所属 食品生活衛生課		No	
職・氏名	受信	平成	年	月	日
市町名	連絡先・責任者	氏名			
[被害の状況]					
地区名	人口・世帯				
給水量					
給水方法					
浄水	m <sup>3</sup> /日				
給水器具等	ポリタンク 給水タンク 給水車				
人員等					
応急復旧用資器材等					
期間					
特記事項					

様式5 災害対策支部設置時

食品生活衛生課長 様 e-mail:fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp (fax:082-227-1057)

広島県災害対策支部北部支部三次支局長 様 (三次庁舎 402 会議室)

広島県災害対策支部北部支部庄原支局長 様 (fax:082-227-1057)

報告日 :平成 年 月 日

北部保健所管内の被害状況を次のとおり報告します。

水道施設被害状況

1 施設の状況	水道名	給水人口	被害状況		被害金額 (千円)	給水状況	復旧状況等 今後の見通し
			施設及び被害の程度	影響人口			

2 応急給水の状況

日時	応援団体	応援先	内容	期間	水量	備考

様式6 ①自然災害

北部保健所長 様 e-mail:jinseikatsu@pref.hiroshima.jp (fax:0824-63-5190)  
(生活衛生課)

報告日 : 平成 年 月 日  
担当課 :  
担当者 :

月 日 市 地区の による水道施設被害状況を、次のとおり報告します(第 報)

No	被害事業体名	被害発生状況	給水制限状況 (断水又は濁水等)	給水制限開始時刻		断水等の影響	
				戸数	人口	戸数	人口

復旧対策状況 (系統変更, 給水車対応等)	復旧		給水制限 終了時刻		未復旧		状況確認日時
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	

必要に応じ、事故状況が判るような図面等添付してください。

様式7 ②濁水

北部保健所長 様 e-mail:jinseikatsu@pref.hiroshima.jp (fax:0824-63-5190)  
(生活衛生課)

報告日 : 平成 年 月 日  
担当課 :  
担当者 :

市 地区の濁水による水道施設被害状況を、次のとおり報告します(第 報)

水道削減水状況について

市町名	平成 年 月 日現在
-----	------------

様式1 概況

削減水の概況	
主要な水源の現状	
応急対策等の概況	

様式2 断減水状況

水道名	現在給水 人	影響世帯 戸	影響人口 人	断減水状況		制限開始日		応急対策
				断水	減水	最初	最新	
						月 日	月 日	

様式3 集計表

(1) 水道数

	水道数	影響 水道数
上水道		
簡易水道		
用水供給	-	-
その他		
合計		

(2) 水道数

	市町合計
現在給水人口	人
影響水道事業給水人口	人
影響人口	人
影響世帯	戸

(3) 濁水に関する情報提供サイト

関連機関	サイトのアドレス	HPに関する連絡先	連絡先電話番号

必要に応じ、事故状況が判るような図面等添付してください。

様式9 ③事故、⑦その他

北都保健所長 様 e-mail:fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp (fax:0824-63-5190)  
(生活衛生課)

市 地区の 項目 内容  
 平成 年 月 日 時 分  
 報告日 : 平成 年 月 日

1	発生日時	平成 年 月 日 時 分
2	事故箇所 (施設名)	
3	事故施設	(管轄事故の場合)…施設名: _____ 年, 管種 _____ 管: , 口徑 _____ mm
4	事故概要	
5	事故原因	
6	被害状況 (概略)	
	1) 汚水戸数 (人数)	戸 ( 人 )
	2) 汚水戸数 (人数)	戸 ( 人 )
	3) 投水被害	件
	4) 交通被害	件
	5) 苦情件数	件
7	対応状況 (概略)	
	1) 給水車の出動	台 ( 台 )
	2) 広報車の出動	台
	3) 災害対策車の出動	台
		(事故発生から復旧までの経過をまとめてください)
8	復旧状況	
9	関係機関との連絡	
10	今後の対策	
11	備考 (報道対応など)	
12	問合せ先	所属 _____ 職 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____ F.A.N _____

必要に応じ、事故状況が判るような図面等添付してください。

様式9 ④水質事故

北都保健所長 様 e-mail:fuseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp (fax:0824-63-5190)  
(生活衛生課)

市 \_\_\_\_\_ 地区の \_\_\_\_\_ による被害状況を、次のとおり報告します (第 \_\_\_\_\_ 報)  
 報告日 : 平成 年 月 日  
 担当課 : \_\_\_\_\_  
 担当者 : \_\_\_\_\_

- 1 水質に異常が生じた飲料水の種類 (水道水, 専用水道, 井戸水等) 及び発生日時
- 2 水道原水又は水道水の水質に異常が生じた水道, 建築物, 井戸等の名称及び当該施設の排水処理方法, 給水人口等
- 3 上記2の水源名及び取水位置又は建築物, 井戸等の所在地
- 4 被害の発生状況 (症状, 人数, 地域等)
- 5 水質異常の状況 (原因であると推定される物質, 微生物等の種類及びその濃度)
- 6 推定される原因物質等の排出源 (工場・事業場・車両等) 及びその所在場所
- 7 現在までの対応状況と今後の対応方針

必要に応じ、事故状況が判るような図面等添付してください。

市町	地図	事業名称	浄水場名	水源		河川名 (取水(近傍)地点を口で表す)	浄水方法	クリプト		常時測定				水質留意項目 <sup>※1</sup>	非常用電源	特記事項
				名称	種別			指標値	Lv	濁度 (取水停止基準 <sup>※1</sup> )	pH	魚				
庄原市	庄原市水道事業	26	布掛山浄水場	石丸	表流水	一西城川→江の川	急速濾過	有	4	○	( )	○	○		×	庄原ダム(～H27)
		27	川西浄水場	成羽川	表流水	一成羽川(別名東城川)	緩速	有	4	○	( )		○		○	
		28	鯉の池浄水場	宮原	深井戸	一成羽川(別名東城川)	消毒	有	3	-	( )	-	-	指標値	○	
		29	久代東浄水場	久代東	浅井戸	一成羽川(別名東城川)	消毒	有	3	-	( )	-	-	指標値	○	上水道統合(H25.4.1)
	30	西城簡易水道	西城浄水場	大屋川	表流水	一大屋川→西城川→江の川	緩速	有	4	○	(100～200)	-	○		○	
	31	西城常結原簡易水道	常結原浄水場	西城川	表流水	一西城川→江の川	緩速	有	4	×	(100～200)	-	○		○	24.6.14取水停止(濁度上昇)
	32	西城三坂簡易水道	三坂浄水場	三坂	深井戸		消毒	無	1	-	( )	-	-		○	23.2.24断水(工事)
	33	東城帝釈簡易水道	帝釈浄水場	帝釈	浅井戸	帝釈川	急速	有	3	○	( )	-	-	指標値	×	濁度計警報装置設置(H24)
	34	口和簡易水道	坂ろ過浄水場	竹地川	表流水	一竹地川→西城川→江の川	膜	有	4	○	( )	-	×	クリプト	×	
	35	口和簡易水道	向泉浄水場	向泉	深井戸		消毒	無	1	-	( )	-	-	鉄、マンガン	×	
	36	高野簡易水道	新市浄水場	新市第1.2.5	浅井戸	一神野瀬川→江の川	緩速	有	3	-	( )	-	-		×	極速ろ過池1池造成(～H26)
	37	高野簡易水道	下門田浄水場	下門田	浅井戸	一神野瀬川→江の川	消毒	有	3	-	( )	○	-		×	24.1.10断水(凍結漏水) 新市浄水場と接続浄水機能予備化(～H26)
38	比和簡易水道	比和浄水場	比和川	伏流水	一比和川→西城川→江の川	膜	有	3	○	( )	-	-		×		
39	比和簡易水道	比和浄水場	比和	浅井戸	一比和川→西城川→江の川	膜	有	3	○	( )	-	-		○	23.8.29断水(落雷) 23.1.19断水(凍結漏水)	

※1 取水停止基準、水質留意項目は、平成24年12月26日付け庄原市回答による。

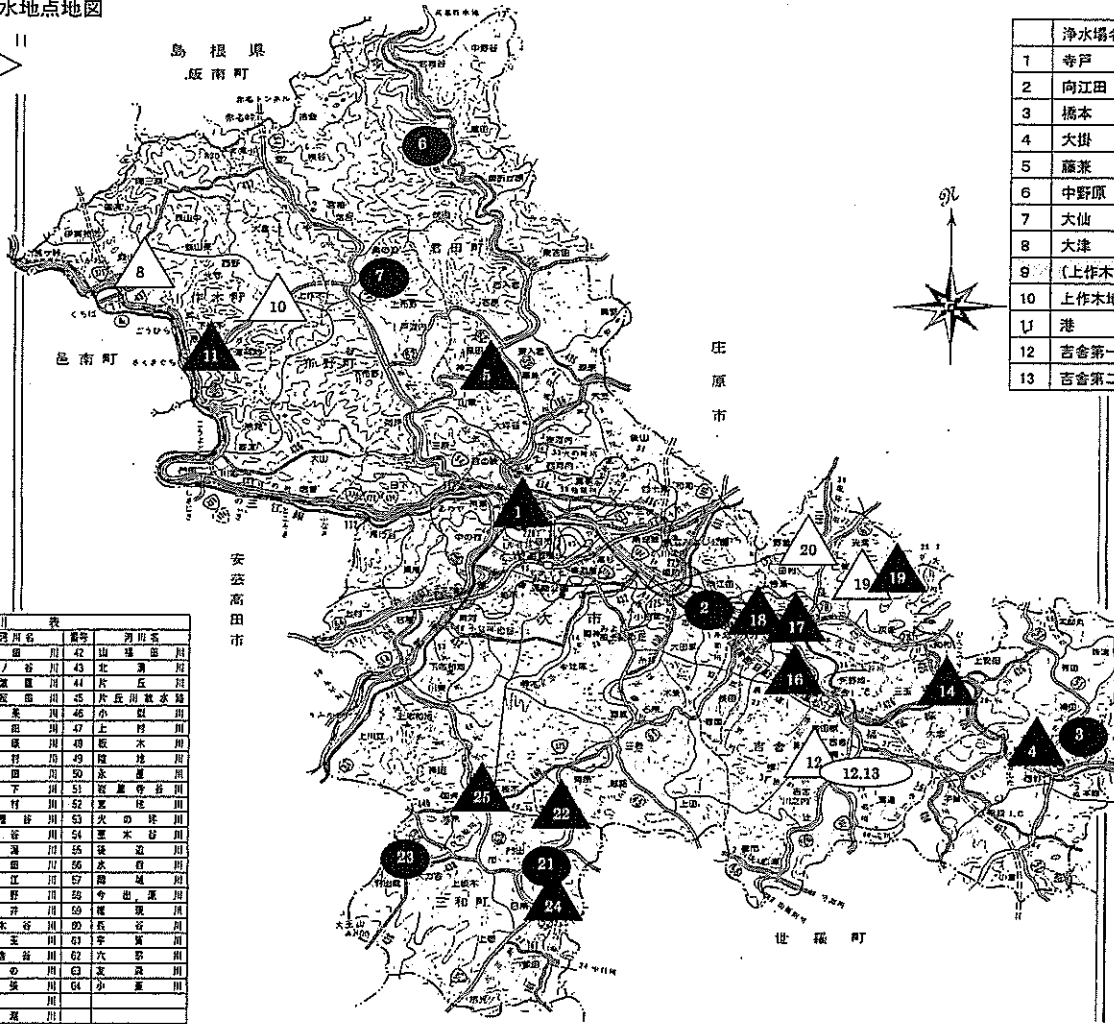
参考1 管内水道施設一覧(浄水過程)

市町	地図	事業名称	浄水場名	水源		河川名 (取水(近傍)地点を口で表す)	浄水方法	クリプト		常時測定				水質留意項目 <sup>※1</sup>	非常用電源	特記事項
				名称	種別			指標値	Lv	濁度 (取水停止基準 <sup>※1</sup> )	pH	魚				
三次市	三次市水道事業	1	寺戸浄水場	寺戸1号・2号	浅井戸	一馬洗川→馬洗川	膜	有	3	○	( 2 )	○	○		×	
		2	向江田浄水場	向江田	表流水	一上下川→馬洗川→江の川	急速	有	4	( 50 )		○	○	ジオスミン、2-MIB	○	
		3	橋本浄水場	第1	表流水	橋本川→上下川→江の川	緩速	有	4	○	( 20 )	○	-		○	
	4	大掛浄水場	第4	浅井戸	一上下川→江の川	緩速	有	3	-	( 5 )	-	-		○		
	5	岩田町藤兼簡易水道	藤兼浄水場	藤兼	浅井戸	一神野瀬川→江の川	緩速	有	3	-	( 5 )	-	-		×	
	6	岩田町岩田簡易水道	中野原浄水場	岩田	表流水	一神野瀬川支流 一神野瀬川→江の川	緩速	有	4	-	( 5 )	-	-		○	
	7	布野町簡易水道	大仙浄水場	湯谷川	表流水	湯谷川→布野川→江の川	緩速	有	4	○	( 20 )	-	-		○	
	8	大津浄水場	大津第1	深井戸			消毒	無	1	-	( 1 )	-	-	ヒ素	○	
	9	作木町簡易水道	作木浄水場	作木	表流水	一作木川→江の川	消毒	有	3	-	( 5 )	-	-		○	新設(元H27)
	10	作木町簡易水道	上作木地区供給	上作木第3(予)	深井戸		消毒			-	( 1 )	-	-		×	上作木浄水場稼働後、予備施設化
	11	港浄水場	港第1(予)	浅井戸	一西本川→江の川	緩速	有	3	-	( 5 )	-	-		○	上作木浄水場稼働後、予備施設化	
	12	吉舎町簡易水道	吉舎第一浄水場	吉舎第2	深井戸		消毒	無	1						○	
	13	吉舎町簡易水道	吉舎第一浄水場	吉舎第1	伏流水	一馬洗川→江の川	緩速	有	3	○	( 50 )	○	×		○	
	14	吉舎町簡易水道	吉舎第二浄水場	吉舎第1	伏流水	一馬洗川→江の川	緩速	有	3	○	( 20 )	○	×		○	
	15	安田浄水場	安田第一・第二	浅井戸	上谷川→上下川→江の川	急速	有	3	-	( 20 )	-	-		×		
	16	吉舎町敷地地区簡易水道	敷地浄水場	敷地	湧水	一矢井川→馬洗川→江の川	緩速	有	3	-	( 5 )	-	×	硫酸イオン	○	
	17	三良坂町簡易水道	上郷浄水場	上郷第1	浅井戸	一馬洗川→江の川	緩速	有	3	( 5 )					○	
	18	三良坂町簡易水道	下郷浄水場	下郷	浅井戸	一馬洗川→江の川	緩速	有	3	( 5 )					○	
	19	三良坂町簡易水道	灰塚浄水場	灰塚第1・第2	深井戸	一上下川→江の川	緩速	有	3	( 5 )					○	
	20	三良坂町簡易水道	仁賀浄水場	仁賀第2・第3	深井戸		急速	無	1	( 50 )				硬度	○	H24.1第1水源濁度上昇
	21	三和町簡易水道	敷名浄水場	敷波羅川	表流水	一敷波羅川→馬洗川→江の川	急速	有	3	○	( 50 )		×	アンモニア性窒素	×	浄水場建替え更新(～H31)
	22	三和町簡易水道	敷名菅原雑敷	敷波羅川	浅井戸	一敷波羅川→馬洗川→江の川	緩速	有		( 5 )					×	
	23	三和町簡易水道	振木浄水場	湯舟池	湧水	湯舟池	緩速	有	4	○	( 20 )	○	×		×	
	24	三和町簡易水道	日南浄水場	日南	浅井戸	一敷波羅川→馬洗川→江の川	緩速	有	3	-	( 5 )	-	-		×	
	25	三和町簡易水道	下板木浄水場	下板木	浅井戸	一陸地川→板木川→江の川	急速	有	3	-	( 50 )	-	-		×	

※1 取水停止基準、水質留意項目は、平成25年1月9日付け三次市回答による。

※2 塗りつぶしは、現在新設工事中浄水場を示す。

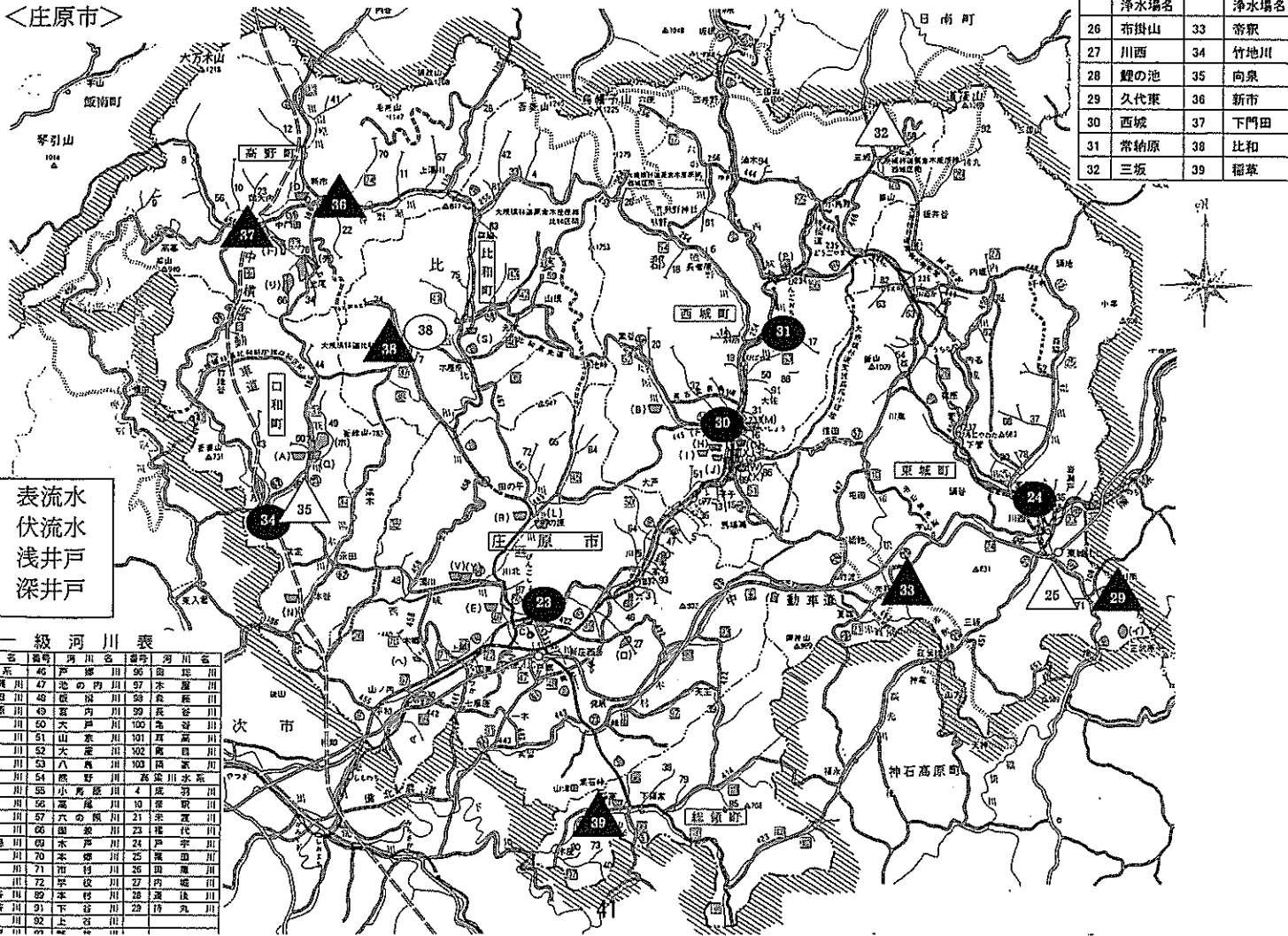
〈三次市〉



浄水場名	浄水場名
1 寺戸	14 安田
2 向江田	15 (辻徳市)
3 橋本	16 敷地
4 大掛	17 上郷
5 藤茶	18 下郷
6 中野原	19 灰塚
7 大仙	20 仁賀
8 大津	21 敷名
9 (上作木)	22 敷名地区
10 上作木地区	23 板木
11 港	24 日南
12 吉舎第一	25 下板木
13 吉舎第二	

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	江の川	18	一ノ谷川	42	山手川
2	神野川	19	美濃川	43	北野川
3	神野川	20	五反川	44	片原川
4	香取川	21	美濃川	45	小野川
5	上下川	22	美濃川	46	上野川
6	大谷川	23	美濃川	47	板木川
7	大谷川	24	美濃川	48	板木川
8	大谷川	25	美濃川	49	板木川
9	大谷川	26	美濃川	50	板木川
10	大谷川	27	美濃川	51	板木川
11	大谷川	28	美濃川	52	板木川
12	大谷川	29	美濃川	53	板木川
13	大谷川	30	美濃川	54	板木川
14	大谷川	31	美濃川	55	板木川
15	大谷川	32	美濃川	56	板木川
16	大谷川	33	美濃川	57	板木川
17	大谷川	34	美濃川	58	板木川
18	大谷川	35	美濃川	59	板木川
19	大谷川	36	美濃川	60	板木川
20	大谷川	37	美濃川	61	板木川
21	大谷川	38	美濃川	62	板木川
22	大谷川	39	美濃川	63	板木川
23	大谷川	40	美濃川	64	板木川
24	大谷川	41	美濃川	65	板木川
25	大谷川	42	美濃川	66	板木川
26	大谷川	43	美濃川	67	板木川
27	大谷川	44	美濃川	68	板木川
28	大谷川	45	美濃川	69	板木川
29	大谷川	46	美濃川	70	板木川

〈庄原市〉



浄水場名	浄水場名
26 布掛山	33 帝釈
27 川西	34 竹地川
28 鯉の池	35 向泉
29 久代東	36 新市
30 西城	37 下門田
31 常納原	38 比和
32 三坂	39 稲草

一級河川表

番号	河川名	番号	河川名	番号	河川名
1	江の川	46	戸川	90	御井川
2	神野川	47	池の内川	91	米津川
3	神野川	48	板川	92	長谷川
4	香取川	49	美濃川	93	美濃川
5	上下川	50	大谷川	94	美濃川
6	大谷川	51	山手川	95	美濃川
7	大谷川	52	片原川	96	美濃川
8	大谷川	53	小野川	97	美濃川
9	大谷川	54	上野川	98	美濃川
10	大谷川	55	板木川	99	美濃川
11	大谷川	56	板木川	100	美濃川
12	大谷川	57	板木川	101	美濃川
13	大谷川	58	板木川	102	美濃川
14	大谷川	59	板木川	103	美濃川
15	大谷川	60	板木川	104	美濃川
16	大谷川	61	板木川	105	美濃川
17	大谷川	62	板木川	106	美濃川
18	大谷川	63	板木川	107	美濃川
19	大谷川	64	板木川	108	美濃川
20	大谷川	65	板木川	109	美濃川
21	大谷川	66	板木川	110	美濃川
22	大谷川	67	板木川	111	美濃川
23	大谷川	68	板木川	112	美濃川
24	大谷川	69	板木川	113	美濃川
25	大谷川	70	板木川	114	美濃川
26	大谷川	71	板木川	115	美濃川
27	大谷川	72	板木川	116	美濃川
28	大谷川	73	板木川	117	美濃川
29	大谷川	74	板木川	118	美濃川
30	大谷川	75	板木川	119	美濃川
31	大谷川	76	板木川	120	美濃川
32	大谷川	77	板木川	121	美濃川
33	大谷川	78	板木川	122	美濃川
34	大谷川	79	板木川	123	美濃川
35	大谷川	80	板木川	124	美濃川
36	大谷川	81	板木川	125	美濃川
37	大谷川	82	板木川	126	美濃川
38	大谷川	83	板木川	127	美濃川
39	大谷川	84	板木川	128	美濃川
40	大谷川	85	板木川	129	美濃川
41	大谷川	86	板木川	130	美濃川
42	大谷川	87	板木川	131	美濃川
43	大谷川	88	板木川	132	美濃川
44	大谷川	89	板木川	133	美濃川
45	大谷川	90	板木川	134	美濃川
46	大谷川	91	板木川	135	美濃川
47	大谷川	92	板木川	136	美濃川
48	大谷川	93	板木川	137	美濃川
49	大谷川	94	板木川	138	美濃川
50	大谷川	95	板木川	139	美濃川
51	大谷川	96	板木川	140	美濃川
52	大谷川	97	板木川	141	美濃川
53	大谷川	98	板木川	142	美濃川
54	大谷川	99	板木川	143	美濃川
55	大谷川	100	板木川	144	美濃川



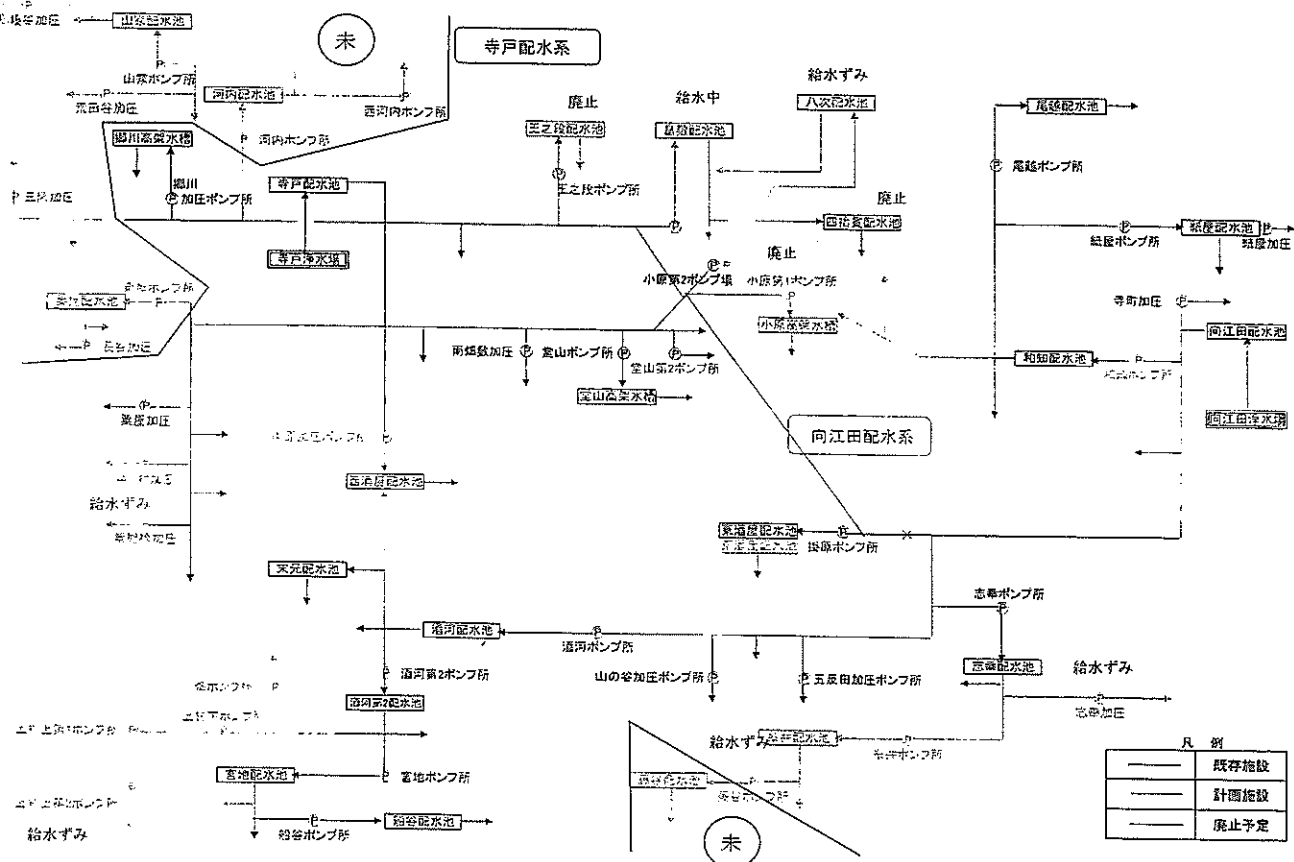




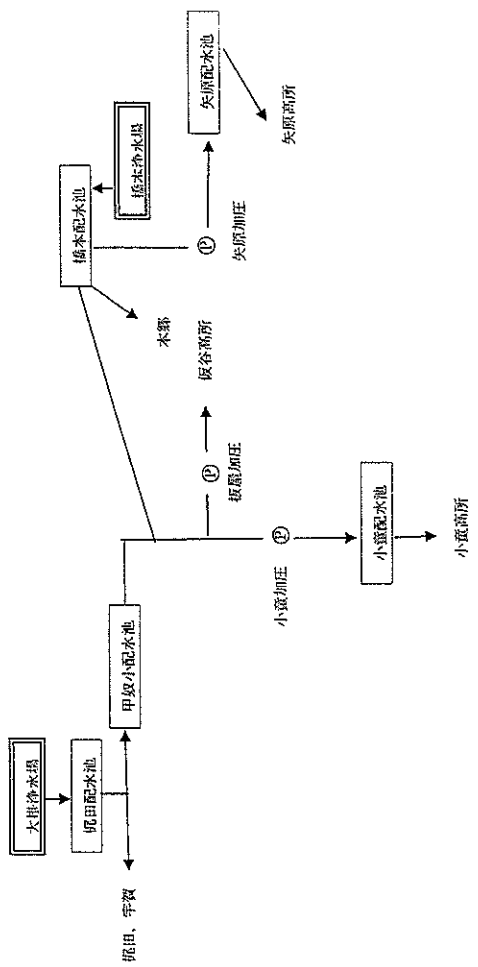




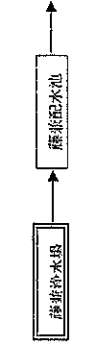
1, 2 三次市水道事業 (寺戸浄水場, 向江田浄水場)



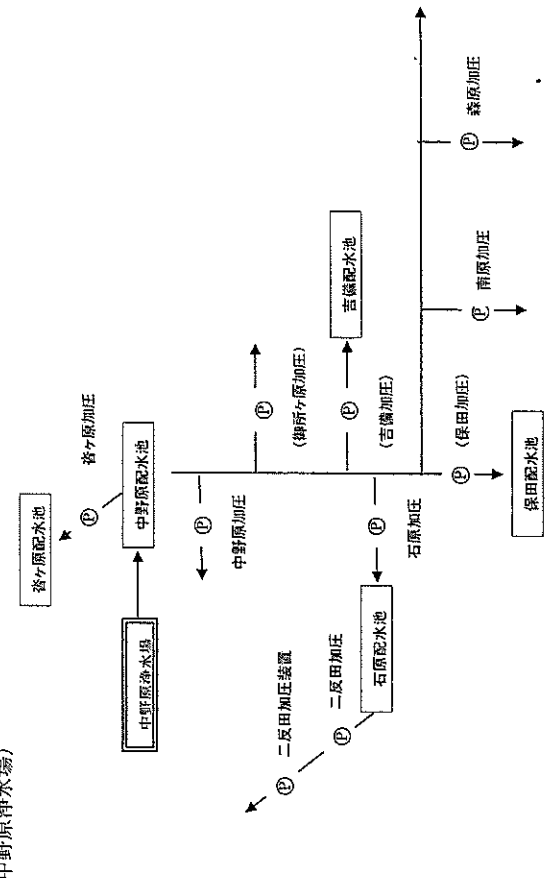
3, 4 甲奴町簡易水道 (橋本浄水場, 大掛浄水場)



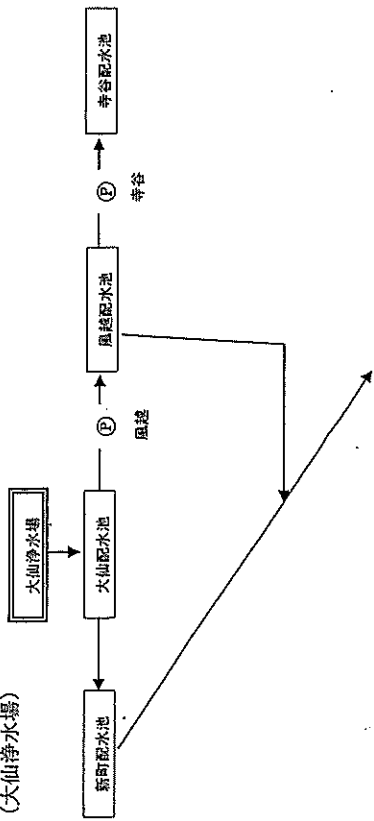
5 若田町藤兼簡易水道 (藤兼浄水場)



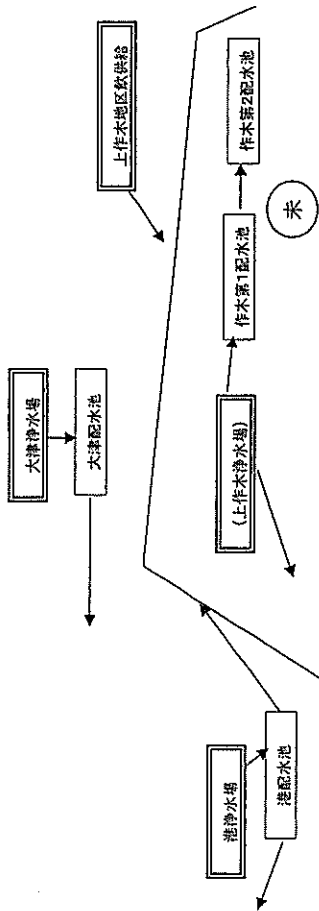
6 若田町簡易水道 (中野原浄水場)



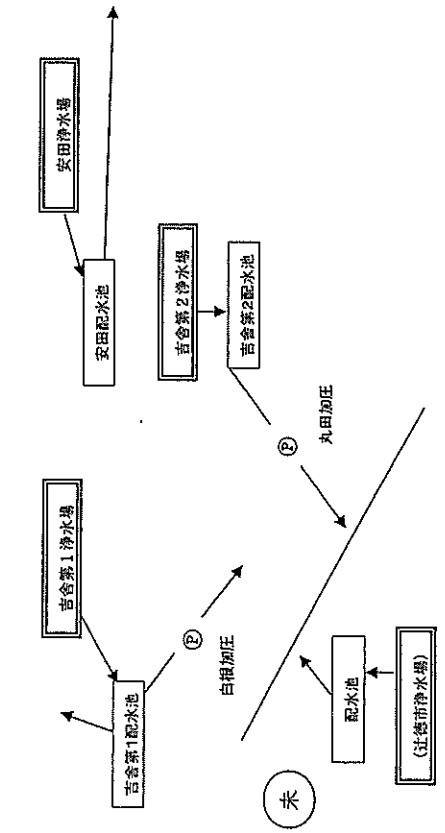
7 布野町簡易水道  
(大仙浄水場)



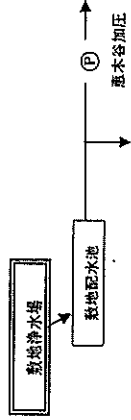
8~11 作木町簡易水道  
(大津浄水場, 上作木浄水場, 上作木地区飲供給, 港浄水場)



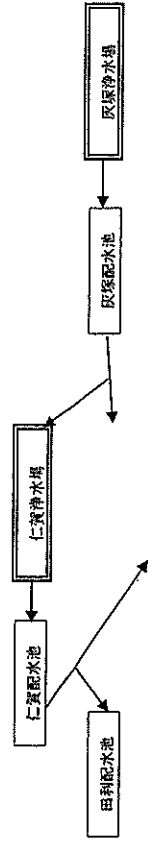
12~15 吉舎町簡易水道  
(吉舎第1浄水場, 吉舎第2浄水場, 安田浄水場, 安田配水池, 吉舎第1配水池, 吉舎第2配水池)



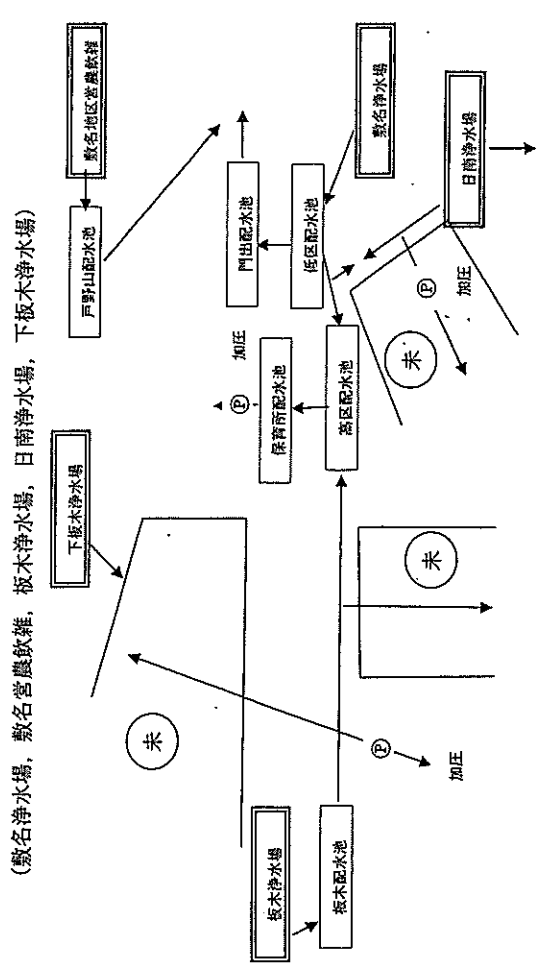
16 吉舎町敷地区簡易水道  
(敷地浄水場)

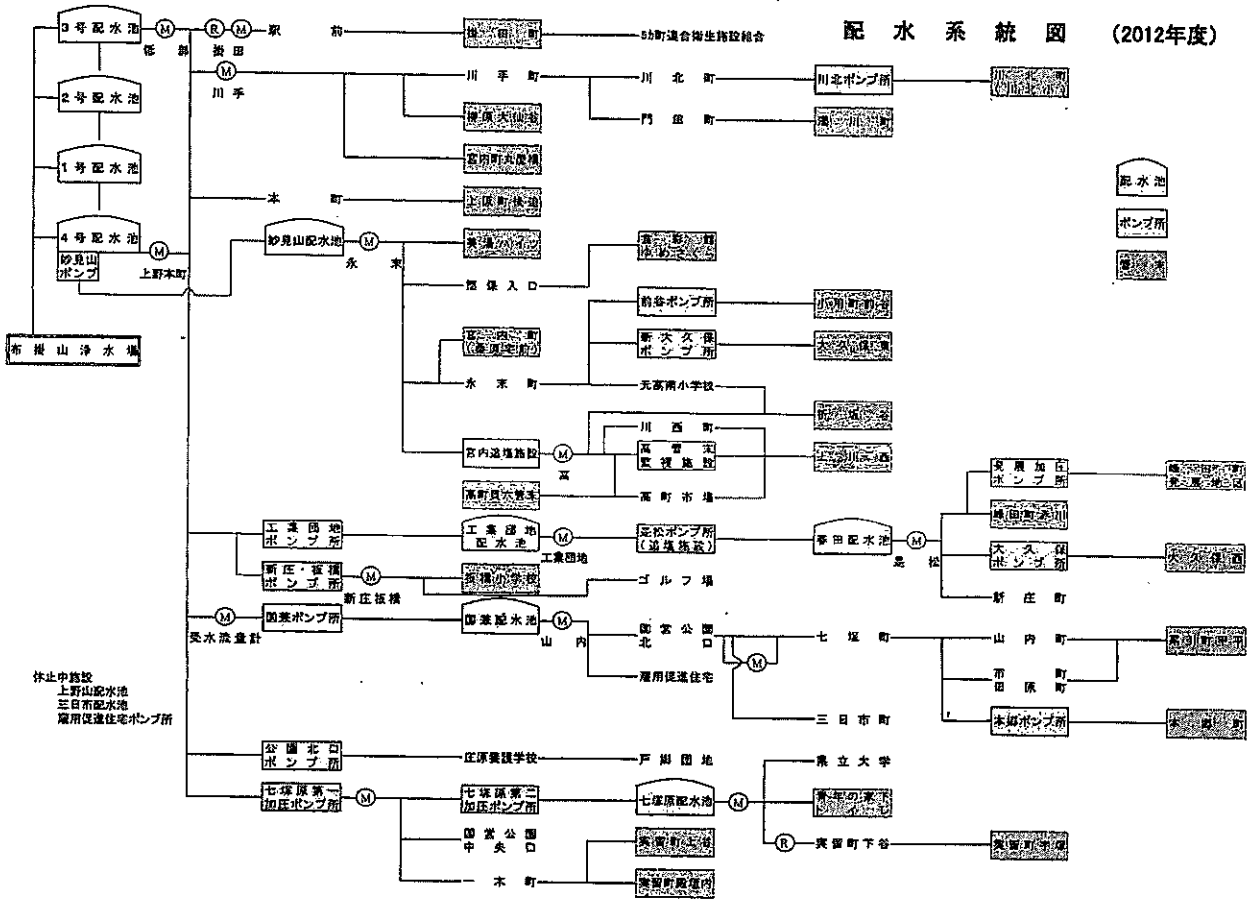


17~20 三良坂町簡易水道  
(上郷浄水場, 下郷浄水場, 灰塚浄水場, 灰塚配水池, 仁賀浄水場, 仁賀配水池)

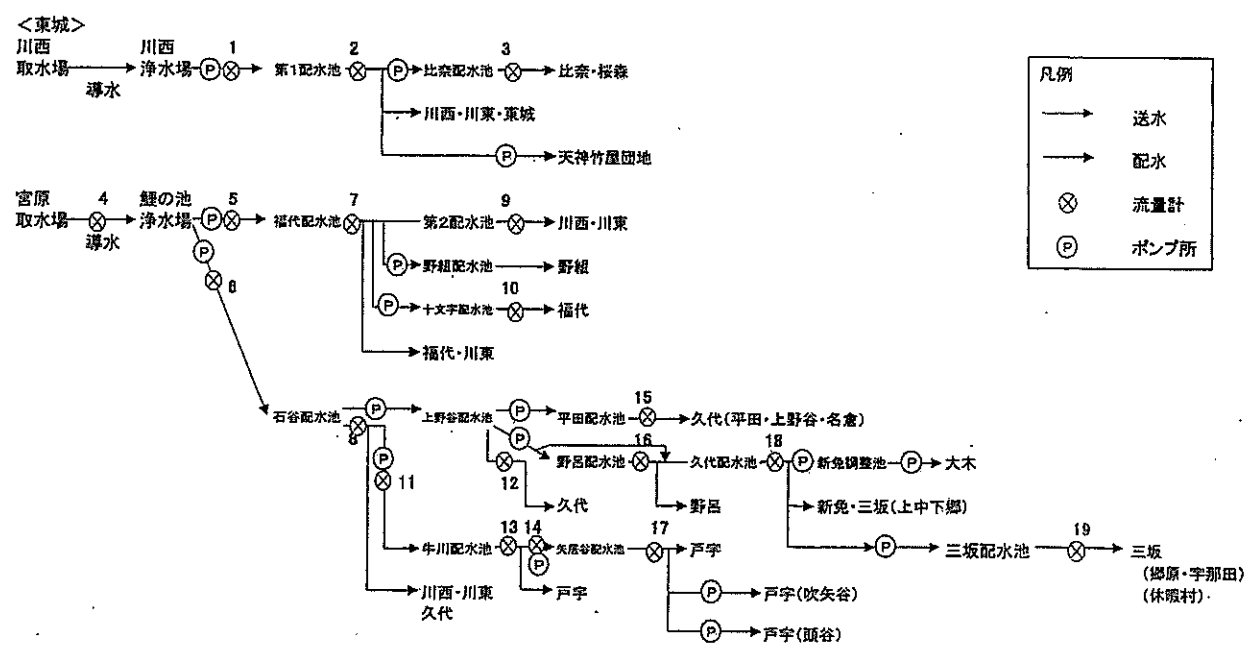


21~25 三和町簡易水道  
(敷名浄水場, 敷名管農飲雑, 板木浄水場, 板木配水池, 板木浄水場, 下板木浄水場)



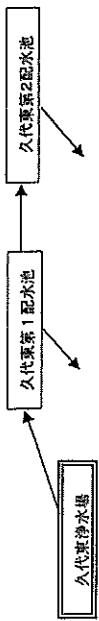


27

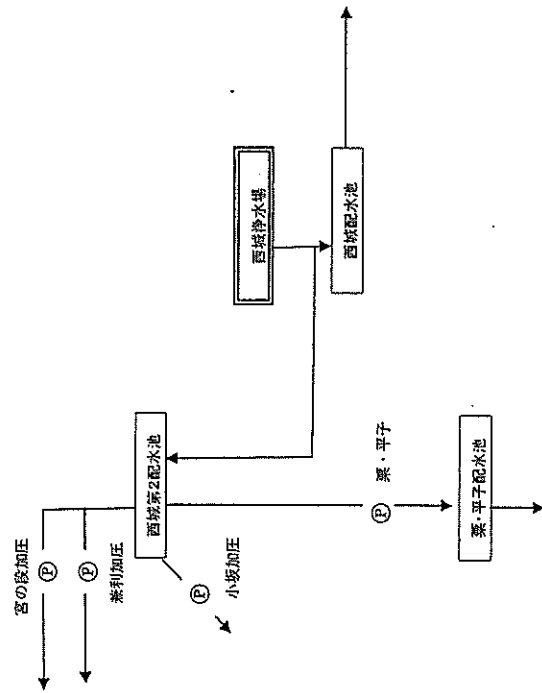


28

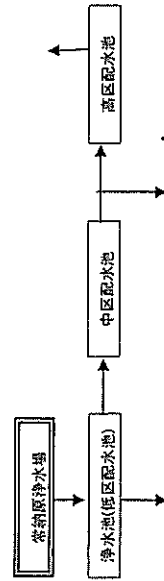
29 庄原市水道事業  
(久代東浄水場)



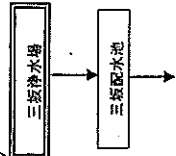
30 西城簡易水道  
(西城浄水場)



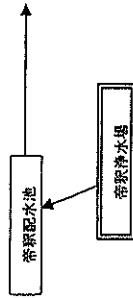
31 西城常納原簡易水道  
(常納原浄水場)



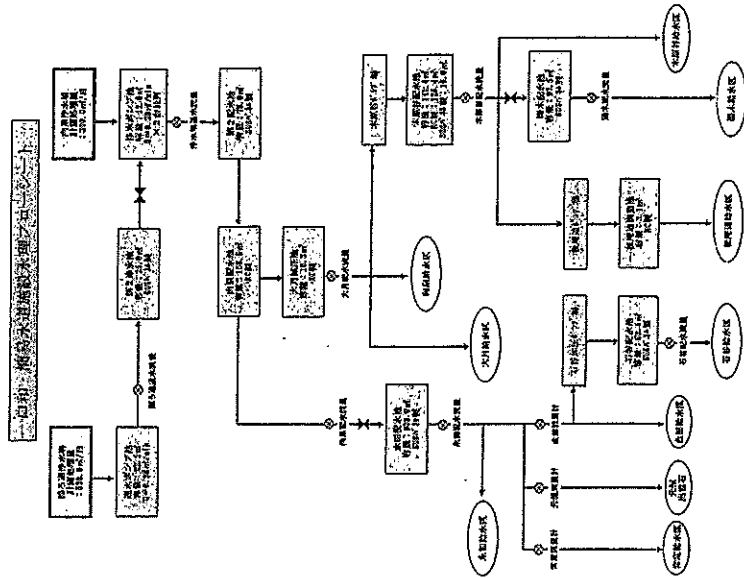
32 西城三板簡易水道  
(三板浄水場)



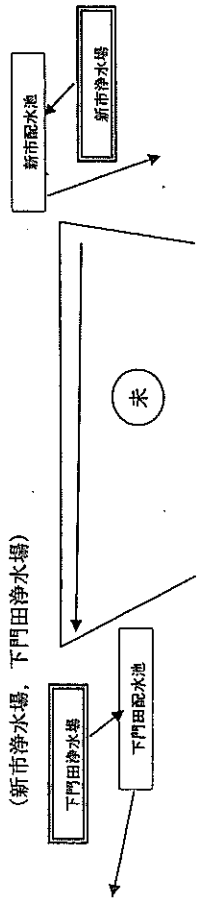
33 東城帝釈簡易水道  
(帝釈浄水場)



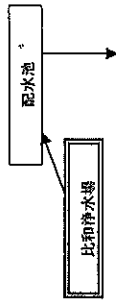
34, 35 口和簡易水道  
(膜ろ過浄水場, 向泉浄水場)



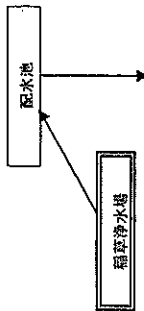
36. 37 高野簡易水道  
(新市浄水場, 下門田浄水場)



38 比和簡易水道  
(比和浄水場)



39 総領簡易水道  
(稲草浄水場)



参考7	関係連絡先一覧	連絡先			
区分	団体名	担当部署課			
水道事業者	北部保健所	生活衛生課	日中	第1順位	(代表)
		緊急時	第2順位		
		緊急時	第3順位		
		緊急時	第4順位		
	三次市水道局	水道課	日中	(直通)	(代表)
		緊急時	第1順位		
		緊急時	第2順位		
		緊急時	第3順位		
	庄原市※	水道課	日中	(直通)	(代表)
		簡易水道課	緊急時	庄原市 (東城地区を除く)	第1順位
		緊急時	第2順位		
		緊急時	第3順位		
三次市	環境政策課	日中	(直通)	(代表)	
	環境政策係	緊急時	第1順位		
	緊急時	第2順位			
	緊急時	第3順位			
庄原市	環境政策課	日中	(直通)	(代表)	
	緊急時	第1順位			
	緊急時	第2順位			
	緊急時	第3順位			
県庁	食品生活衛生課	日中	(無線) 7-99-3096-3098 (直通) 082-513-3098	(代表)	
	水道G	緊急時	水質事故	第1順位	
	緊急時	施設事故	第2順位		
	緊急時	施設事故	第1順位		
災害対策支部 (三次支局)	情報連絡班 (三次庁舎 402 会議室)	(内線)			
	情報連絡班 (庄原庁舎入礼室)	(直通)			
	情報連絡班 (庄原支局)	(無線)			
	情報連絡班 (庄原支局)	(Fax)			

※ 庄原市役所各支所の連絡先

支所名	担当部署課	水道技術管理者	担当職員	連絡先
東城支所	環境建設室東城水道係			
西城支所	産業建設室環境建設係			
口和支所	産業建設室環境建設係			
高野支所	産業建設室環境建設係			
比和支所	産業建設室環境建設係			
総領支所	産業建設室環境建設係			